

宮津市建設工事入札参加資格審査基準

宮津市が発注する建設工事の指名競争入札参加者の資格審査並びに格付基準は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、宮津市財務規則（昭和 40 年規則第 13 号）及び宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 24 年告示第 51 号）に定めるもののほか、次のように定める。

（指名登録の要件）

第 1 条 指名競争入札に参加することができる者は、申請業種について過去 2 年又は 3 年間の完成工事高があることを要件とする。

（適用評点）

第 2 条 資格審査基準による評点は、次の各号の合計点数（以下「評点」という。）とする。

（1）客観点

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査結果による業種ごとの総合評定値で、申請時における最新のものとする。

（2）主観点

「土木一式工事」の申請者を対象として、宮津市道路除雪業務受託者は 10 点とする。

（格付基準）

第 3 条 前条の評点により、申請者を申請業種ごとに A 等級、B 等級、C 等級及び D 等級の 4 等級に格付けする。

2 新規登録申請者は、最下位等級に格付けする。

3 再登録申請者（格付年度の前々年度に当該申請業種の等級を有していた者で、前年度において当該申請業種における等級を有していなかったもの又は前々年度に当該申請業種の等級を有していた者で、前々年度及び前年度において当該申請業種における等級を有していなかったもの）は、申請業種ごとに再登録申請年度の評点に該当する等級の 1 等級下の等級と従前の等級を比較し、いずれか低い方の等級に格付けする。

4 過去 2 年間上位等級の評点を有し、かつ、申請年度においても上位等級の評点であるときは、1 等級昇格させる。ただし 2 等級以上の昇格は行わない。

5 過去 2 年間当該等級未満の評点となり、かつ、申請年度においても当該等級未満の評点であるときは、1 等級降格させる。ただし 2 等級以上の降格は行わない。

6 「土木一式工事」における A 等級及び B 等級の格付けは、宮津市道路除雪業務の受託を要件とする。

7 法第 15 条に規定する指定建設業（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園）における A 等級への格付けは、特定建設業の許可を有していることを要件とする。また、要件を満たさなくなったときは、B 等級へ格付けする。ただし、当該年度の格付け後における昇格及び降格については、特定建設業許可の事実を確認した月の翌月 1 日からとする。

8 前項の規定は、指定建設業以外の業種については適用しない。

(等級区分及び発注標準)

第4条 建設工事における等級区分及び発注標準は次の表に掲げるとおりとする。

等級	評点	契約予定金額
A	800 点以上	3,000 万円以上
B	720 点以上 800 点未満	1,500 万円以上 3,000 万円未満
C	640 点以上 720 点未満	300 万円以上 1,500 万円未満
D	640 点未満	300 万円未満